協同組合の発展に支援的な環境作りを目指した指針案

仮訳:日本協同組合連絡協議会(JJC)

目的

- 1. 各国政府は、国連総会や経済社会理事会の中で、また最近開催された主要な国際会議において、市民が地域共同体や国家の経済的・社会的・文化的・政治的な発展に寄与しながら、効果的に生活を改善できる団体または事業体として、協同組合の重要性を認めている。同時に協同組合運動が国内的および国際的問題の双方に独立した立場で参加する主要な利害関係者であることも確認されている。
- 2. 各国政府は、協同組合運動が極めて民主的に運営され、各々の活動地域において独自に行動していながら、国際的に統合されていること、また貧困の克服や生産的雇用の確保、社会統合の推進等、経済的のみならず社会環境的な目的を含む目標の達成を目指して、市民が自己責任と自助に基づいて行動するための団体または事業体の一つの組織形態であることを認識している。
- 3. したがって、各国政府は、協同組合がその他の形態の事業体と平等な立場で参加し、各々の目標達成のために効果的なパートナーシップを構築して行ける環境作りに努めている。個々の組合員の目標達成を支援し、ひいては社会全体の目標達成に貢献することのできる協同組合の能力を保護・育成する政策が必要である。
- 4. しかし、協同組合および協同組合運動の特徴が、協同組合の価値や原則に基づいて組織されていないその他の団体や事業体の性格とは大いに異なる点を考慮に入れなければ、そうした政策は効果を発揮しえない。
- 5. 本指針の目的は、より具体的かつ詳細な国家政策は各国政府の責任に属することを認めた上で、政府に対して助言を行ない、国家の協同組合政策を策定するための最良の基盤となりうる一般原則を明らかにすることである。協同組合運動に向けられた政府の期待と急速に変化する世界の状況、また協同組合運動自体における変化のため、大部分の国連加盟国にとって、政

策の数多くを見直し、場合によって大幅に改訂することは有益なものとなり得る。

協同組合および協同組合運動に関する政策

- 6. この政策の目的は、協同組合が法主体として認識され、協同組合および協同組合運動によって設立されたあらゆる組織や機関がその他の団体や法主体と全く平等な待遇を受けられるようにすることである。平等な待遇を確保するためには、協同組合の特別な価値と原則が社会にとって望ましく有益なものであるとの認識を十分に広めることによって、その特殊な性質や慣行を理由に協同組合が何らかの差別待遇や不利益を被ることのないようにしなければならない。
- 7. この目的を達成するため、各国政府は協同組合の発展を可能にする環境作り、また状況の変化に応じた環境の維持に携わってきた。そうした環境の一環として、政府と協同組合運動の間の効果的なパートナーシップが追求されるだろう。

一般的な認識

8.協同組合運動が国家の経済や社会に対して行った質量の両面にわたる特別の貢献について、政府が公に認めることは適切かつ有効である。総会決議 47/90、49/155、51/58 に基づく協同組合の国際デー(International Day of Cooperatives)と国際協同組合同盟が主唱する国際協同組合デー(International Day of Cooperatives)の共同祝賀によって、協同組合運動に関する情報が広く一般に普及する機会となり得る。

法制・司法・行政上の規程

- 9. 組合員の生活と所属する地域共同体の向上に協同組合が積極的に貢献して行く際、法制・司法・行政上の枠内で適切な規制が設けられる必要がある。法制上の規制は各国の法制度に合わせて様々な形を取り得るが、協同組合および協同組合運動全般、また場合によって、特殊な部類に属する協同組合の地位、権利、責任、または協同組合の持つ独特な性格に対する取り組みがなされるべきである。
- 10. 憲法:協同組合および協同組合運動の正当性については、憲法において随時確認することができる。協同組合の設立および運営に制限を設ける規定は、適切な形に修正されるべきである。

- 11. 協同組合に関する一般法または協同組合に関する個別法の総論部分:協同組合に関する一般法または協同組合に固有の法律もしくは協同組合に適用される法律は、協同組合が他の種類の団体や事業体と完全に平等な待遇を受けられるようにし、特殊な性質を理由に差別されないようにすべきである。法律には、以下のような確認、定義、規定からなる一連の基本項目が盛り込まれるべきである。
- 協同組合の価値と原則に基づき団体および事業体を創設することは適法であるとの確認。
- 団体および事業体における協同組合型アプローチの有用性、その国民生活への貢献、重要 な利害関係者として協同組合が占める社会的地位に関する確認。
- 1995年に国際協同組合同盟が採択した「協同組合のアイデンティティに関する ICA の声明」を採用した協同組合に関する定義。
- 協同組合の価値と原則の独特な性質、それに伴い法律と慣行において他と切り離された個別的な取り扱いが必要であるとの承認。
- 故意であると否とを問わず、協同組合の独特な性質または法律と慣行における他と切り離された個別的な取り扱いを理由に差別されてはならないとの誓約。
- いかなる資格においてであれ、市民が協同組合の価値と原則に沿って協同組合運動に完全 に参加する権利を法律または慣行によって制限すべきではなく、こうした運動の運営に制 限を課すべきではないとの約束。
- 一般法はあらゆる部類の協同組合に適用されるが、一定の部類に属する協同組合の状況に 対応するため、一般法と矛盾しない特別法の制定が可能であるとの規定。
- あらゆる司法・行政上の規制と慣行は、協同組合に関する一般法または特別法にのみ準拠 すべきであるとの規定。
- あらゆる規制について、それが準拠する法律上の規定と当該規制の制定理由の明示。
- 協同組合運動の完全な自治と自己統制能力の承認。
- 協同組合運動の内部問題に政府が干渉する場合、あらゆる団体や事業体の法律遵守を確保する目的から、基本的に当該団体や事業体に対しても平等に適用される措置に厳密に限定されるべきであるとの確認。

以下の諸点を確保する場合にのみ調整措置が可能である。

- 待遇の完全な平等。
- 協同組合運動に固有のあらゆる事項に対する自己統制における協同組合運動の責任に関する定義。
- 法律および規制の文書はあらゆる協同組合の組合員と従業者に入手可能なものとする旨の 規定。
- 協同組合運動の代表者が、特別法または慣行に関する司法・行政上の規制および指針の起草に完全に参加できるとする旨の規定。
- あらゆる団体および事業体の登録手続の一環として、協同組合の公的登記簿を維持する旨の規定。
- 協同組合運動の代表者の完全かつ平等な参加を含む、法律および慣行の継続的監視と定期

- 的見直しの手続に関する規定、ならびに協同組合の環境に対する法律および慣行の影響に ついての調査研究を奨励する旨の規定。
- 協同組合を支援し、協同組合に権限を付与する環境作りを目指す一方で、協同組合運動の 自治に対する侵害と責任ある自己統制能力の軽減を禁止する政策、ならびに公共政策の策 定と実施において協同組合運動が重要な貢献のできるあらゆる事項について、協同組合運 動との効果的かつ平等なパートナーシップを目指す政策の策定と実施を行なう政府の責任 の明確化。
- 政府間の活動を通じた支援等、国際的な協同組合運動に対する政府支援の意義の承認。
- 完全な自治に矛盾しない範囲における、主要な社会的利害関係者としての協同組合運動の 責任に関する定義。
- 12. 一定の部類の協同組合に関する特別法:一般的な労働組合法の基本的な規定に矛盾しないで、いくつかの協同組合事業の独特な性質を承認する際、一定の種類または部類の協同組合については、他の種類の団体や事業体と完全に平等な待遇を受けられる資格を保護し、その特殊な性質を理由に差別されないようにするため、法律において特別の規定を設けることが適切な場合がある。
- 13. **協同組合に明確に係わる司法・行政上の慣行**:これらは協同組合に係わる一般法、特に協同組合の慣行に関する一般法の規定と矛盾してはならない。
- 14. **協同組合に影響を与える可能性のあるその他の法律と慣行**: 政府は、協同組合に対して 差別的となる、または特に不利益となるあらゆる法律の規定を削除もしくは廃止することに努 めるべきである。また協同組合が修正の必要な事例を確認し、それを報告できる環境を作るべ きである。
- 15. 法律および司法・行政上の慣行に対する監視、見直し、修正:これは、法律および司法・行政上の慣行が協同組合運動に与える影響を、完全に建設的なものとするために必要である。差別的な規定が確認された場合、改正法の制定または慣行に関する改正された規制および指針の発令を待って、可及的速やかに当該規定を無効にすべきである。このプロセスは、協同組合と協同組合運動の内部問題に政府が依然として関与している場合、政府にこうした関与を早期かつ完全に止めさせること、またたとえ協同組合が独自の性質を持っていてもその他の企業また市民団体と平等であるという原則を十分に認識させ、それを運営に反映させることを目的とすべきである。
- 16. 上記の目的のため、協議と協力のための正式な手続を制定し、これに対して協同組合運動を定期的かつ完全に参加させるべきである。また専門の国際的な協同組合組織や政府間組織が提供する特別なプログラムおよび指針を採用することも可能である。

調査研究、統計、情報

- 17. **調査研究**:協同組合運動の重要性に鑑み、公共政策に関する事項について政府と協同組合運動が協同で調査研究を行ない、国際的な協同組合運動、政府間組織、国連等によるものを含め研究結果を発表し、広めて行く構想は妥当と考えられる。これに際しては、協同組合の効率を高め、社会的利益を拡大し、協同組合運動と各国政府の間のパートナーシップを改善するために直ちに役立つ応用研究に重点を置くべきである。
- 18. 統計:協同組合に関する統計を国家の統計局の定期的プログラムに統合する観点から、協同組合が利用する協同組合に関する統計を改善するため、また国家の統計局が利用する共通の定義を確立する等、協同組合に関する統計を改善する国際的取り組みに参加するため、いくつかの措置を実施することが可能である。
- 19. **情報**:政府が情報伝達を管理し、情報伝達の面で広く影響力を行使する場合、協同組合 運動の知識を拡大し、偏見や誤解を解消する上で有効な措置が多数ある。具体的には以下のも のが考えられる。
- 他の利害関係者が利用可能な範囲と同じ技術的・財政的支援を提供すること。
- 協同組合の独特な性質を理由にした差別を廃絶すること。
- 協同組合運動が国民生活に対するその貢献度に比例してあらゆる公的メディアを平等かつ 無差別に利用できる権利を保証すること。
- 協同組合という言葉がかつての不適切な用例と関連付けられている場合、偏見と誤報を解消するための差別撤廃措置(アファーマティブ・アクション)を採用すること。
- 協同組合と協同で、または協同組合を支援して行なわれる政府間活動に関する情報を公的 メディアを通じて伝達すること。
- 他の利害関係者に関する情報と同等の優先順位および資源の供与によって、政府機関また は政府間組織が用意した印刷物やコンピューター作成情報を普及させること。

教育

20. 協同組合運動が教育に与える貢献の重要性に鑑み、その他の形態の事業体による教育プログラムに対して公的資金が与えられている場合、公的資金の供与等、多数の建設的措置が有効となり得る。また各国政府は、協同組合運動の価値と原則、歴史、また現在および将来の国家社会への貢献に関してあらゆる教育レベルの国家のカリキュラムに統合することや、大学・高等教育レベルにおける協同組合に関する専門的研究の奨励および支援についても検討することができる。

公的資金の供与

- 21. 財政的自立、全般的責任能力、完全な独立性は効果的な協同組合事業に欠かすことができない。協同組合がその他の形態の事業体と同じ待遇を受けられるようにすることが最善の政策アプローチである。その他、以下のような多数の措置が有意義である。
- 協同組合の特殊な性質の確認と保護、また法律上もしくは慣行上において、協同組合の特殊な財政的地位、組織、管理から生じるあらゆる差別の禁止。
- 協同組合または協同組合運動の内部的な財政問題に対する直接的または間接的なあらゆる 関与の禁止と、協同組合運動の財政問題における同運動自身の完全な責任能力の承認。
- 地域共同体および地域開発等の問題において協同組合金融機関とのパートナーシップを構築し、公共の利益に資する手法および目的で資本を運用・管理する協同組合金融機関の経験の活用。

協同作業とパートナーシップのための制度的取決め

- 22. 協同組合運動と接触のあるあらゆる省庁・政府機関は、協同組合に関する国家政策を認識し、これに沿って行動すべきである。国家政策と調和を図る上で、政府内部に一定の調整機能を設け、協同組合運動との連絡を行うことは有用であろう。
- 23. 一つの省庁もしくは事務所が、中央調整役(中心的な連絡機能)を務めることが望ましい。その中でも、以下のものは特に重要な機能であると考えられる。
- 協同組合に関する一つにまとまった総合的な国家政策の策定。
- 政府全体を通じて一貫した執行(その監視と見直しを含む)を維持するための指針の作成。
- 一般法および特別法の起草における法務部門との協力。
- 協同組合運動との連絡・協議・協力。
- 24. 担当機関の組織的位置付けとして最も効果的な設置場所は、総理府もしくは大統領府等、すでに全体的な戦略・調整機能を与えられている部門、または開発計画の経済管理を担当する部門であろう。
- 25. 政府と協同組合運動の間の定期的協議と効果的な協力を可能にする制度的取決めがあれば、有益であろう。
- 26. 政府間計画と国際協同組合運動の間の連絡機関に対する支援が行なわれるべきである。